

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設の
設置変更許可申請に係る事業者とのヒアリング（148）

2. 日時：令和4年5月17日（火）10：00～12：00

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室
※本ヒアリングは、テレビ会議システムで実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ 研究炉等審査部門

荒川企画調査官、有吉上席安全審査官、片野管理官補佐、

島田安全審査官、羽賀技術参与、安澤技術参与、小舞管理官補佐

長官官房技術基盤グループシステム安全研究部門

石津主任技術研究調査官、井上技術研究調査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者

大洗研究所 高速実験炉部 次長 他9名

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、配布資料に基づき、第29条（実験設備等）、及び「常陽」の既許可申請書におけるナトリウム噴出量の評価方法に関する説明があった。

○原子力規制庁から、以下の点を伝えるとともに、本日説明のあった内容の他、提示を受けた資料については引き続き確認していく旨を伝えた。

- 第29条の実験設備等について、新規制基準における規制要求事項は旧指針から変更はないが、今回申請がなされた実験設備等の内容について、既許可からの設備変更を示すとともに、照射物の装荷体数等について第32条（炉心等）との関係を含めて変更点を明確にして説明すること。
- 既許可におけるナトリウム噴出量230kgの算定方法、検証実験について説明を受けた。今後、規制庁において内容確認し、確認項目あれば別途原子力機構へ連絡する。

○原子力機構から、承知した旨の返答があった。

6. 配布資料

資料 1 : 高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第 29 条（実験設備等）に係る説明資料

資料 2 : 「常陽」の既許可申請書におけるナトリウム噴出量の評価方法

資料 3 : 高速実験炉原子炉施設（「常陽」）まとめ資料（第 60 条：原子炉格納施設）